

令和4年度 第1回 柳井市上下水道事業経営審議会 次 第

日時：令和4年7月26日

場所：柳井市役所3階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長、副会長の選任、会長挨拶
- 4 諮問
- 5 議題
 - (1) 水道事業の概要
 - (2) 下水道事業の概要
- 6 上下水道施設見学
- 7 閉会

(事務連絡)

柳井市上下水道事業経営審議会委員名簿

氏 名	役職	備 考
齊 藤 由里恵		(学識経験者) 中京大学経済学部准教授
河 内 俊 二		(学識経験者)
大 藺 正 則		柳井地区労働者福祉協議会
海 田 貴 裕		柳井青年会議所
加 川 和 宏		柳井商工会議所金融部会
川 崎 菊 江		大畠商工会
佐 郷 百 恵		伊陸地区コミュニティ協議会
中 重 聡 美		柳井市行革推進委員会公募委員
西 川 義 彦		柳井商工会議所
福 永 恵美子		柳井市女性団体連絡協議会

事務局

役 職	氏 名	備考
上下水道部長	重村 仁志	
水道課長	斉郷 浩司	
下水道課長	酒井 稔	
水道課職員		
下水道課職員		

令和4年度 柳井市上下水道事業経営審議会開催スケジュール

区 分	開催年月日	内 容
第1回 経営審議会	令和4年7月26日（火）	・委嘱状の交付、諮問
		・上下水道事業の概要について
		・市内上下水道施設の見学
第2回 経営審議会	令和4年8月26日（金）	・事業収支の現状について
		・施設の老朽化の現状について
第3回 経営審議会	令和4年9月29日（木）	・将来予測とその対策について
		・財政計画について
第4回 経営審議会	令和4年10月24日（月）	・料金・使用料体系の検討
第5回 経営審議会	令和4年11月14日（月）	・講演（佐藤裕弥先生）
		・改定料金・使用料の検証
第6回 経営審議会	令和4年12月5日（月）	・答申書の取りまとめ
第7回 経営審議会	令和5年1月10日（火）	・答申書の提出 （※会長のみ）

会場は、第1回・第4回・第5回・第6回は3階大会議室、
第2回・第3回は401会議室

○柳井市上下水道事業経営審議会条例

令和4年3月28日条例第1号

柳井市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、柳井市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、上下水道事業に関する重要な事項について調査審議し、管理者に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道又は下水道の使用者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、管理者が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

適正な水道料金の在り方について（諮問）

水道事業は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を低廉で安定的に供給する役割を担ってまいりました。

そうした中、近年、老朽化した施設への対応や自然災害への備え、一方で、人口減少や節水型給水機器の普及などによる、水需要の減少に伴う給水収益の減少、新型コロナウイルス感染症を契機とした、新しい生活様式がもたらす今後の給水収益への影響など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

令和元年10月に施行された水道法の一部を改正する法律では、将来にわたり安定して水道水が供給できるよう、水道の基盤強化の推進が求められているところです。

本市の水道事業は、平成27年3月の柳井市水道ビジョンの策定以降、水道料金窓口業務等の包括外部委託や下水道使用料との一体徴収、周防大島町との窓口業務の共同化などによる経費の削減、老朽化した施設や管路の更新、耐震化、水道施設の統廃合など着実に進めてきました。

しかしながら、本市の水道料金は柳井地域広域水道企業団からの受水により依然として県内でもっとも高い水道料金となっており、現在、更なる経費削減の取り組みとして、柳井地域水道事業の広域化や広域連携について検討を進めているところです。

平成27年10月以降消費税等の改定を除き水道料金は据え置いてきました。

また、平成30年度の柳井市水道事業経営懇話会での意見書では、「4. 24%の料金改定が必要である」との結論が出ましたが、経費削減につながる変動要因などから付帯意見を付して現行料金体系を維持することとされております。

こうした状況の中で、次期水道料金の算定時期を迎えています。

つきましては、次期水道料金に関して、今後の健全な水道事業経営に資するため、適正な水道料金のあり方について諮問いたします。

適正な下水道使用料の在り方について（諮問）

下水道は、公共水域の水質保全、浸水対策及び生活環境の改善などを担い、市民生活に欠かせない施設であり、これを維持継続していくことは下水道事業に課せられた使命であります。

本市下水道事業では、下水道事業の財政、経営状況の「見える化」を進めるため、平成29年3月に「柳井市下水道事業経営戦略」を策定し、令和2年4月から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計へ移行しました。

さらに、上下水道料金の一括徴収の開始に伴いコンビニ収納の導入等による利便性の向上、柳井浄化センター維持管理業務の外部委託等の拡大による維持管理費等の削減を進めております。

一方で、人口減少に伴う使用料収入の減少が進む中、施設の老朽化対策といった大きな課題にも直面しており、国からは汚水処理人口普及率95%達成に向けて公共下水道事業計画区域の見直し、使用料改定の必要性の検討をも求められているところです。

こうした状況を踏まえ、今後の健全な下水道事業経営に資するため、令和5年度以降の事業計画及び使用料水準の適正化について諮問いたします。